

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るための施策を実施する事務を行う。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦産後ケア事業の実施に関する事務 ⑧低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑨未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑩こども家庭センターの事業の実施に関する事務 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。
③システムの名称	1 健康管理システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)母子保健事業結果情報ファイル
(2)母子保健事業対象者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 71、80及び95の項 母子保健法第19条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95の項 母子保健法第19条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 こども未来局 こども支援課 こども家庭センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部こども未来局 こども支援課 こども家庭センター 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-24-8062
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、手作業で特定個人情報を取り扱ういずれの場合においても複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、次のように漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I―5. ②所属長	所長 米田 勉	所長 岡部 仁史	事後	
平成28年4月1日	公表日	2015/8/30	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成30年4月1日	I―5. ②所属長	所長 岡部 仁史	所長 木本 祥司	事後	
平成30年4月1日	I―4. ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第30条7号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第30条8号	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長	②所属長 所長 木本 祥司	②所属長の役職名 所長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	外部監査	自己点検	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の56の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。) 第30条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の70の項 別表第2省令第39条各号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番26、56の2、69の2、87 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番69の2、70 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るための施策を実施する事務を行う。 母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るための施策を実施する事務を行う。 母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 (ぶったりサービス) マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1健康管理システム 2番号連携サーバー 3中間サーバー	1健康管理システム 2番号連携サーバー 3中間サーバー 4サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条各号	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番26、56の2、69の2、87 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番69の2、70 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条	番号法第19条第8号	事後	
令和7年8月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 71、80及び95の項 母子保健法第19条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95の項 母子保健法第19条の2	事後	
令和7年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	1 健康管理システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るための施策を実施する事務を行う。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 〈びったりサービス〉 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るための施策を実施する事務を行う。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦産後ケア事業の実施に関する事務 ⑧低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑨未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑩こども家庭センターの事業の実施に関する事務 〈びったりサービス〉 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月14日	I－5. ①部署	保健福祉部 保健センター	保健福祉部 こども未来局 こども支援課 こども家庭センター	事後	
令和7年8月14日	I－8. 連絡先	阿南市保健福祉部保健センター 〒774-8501徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1590	阿南市保健福祉部こども未来局 こども支援課 こども家庭センター 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-24-8062	事後	
令和7年8月14日	Ⅱ－1. いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月14日	Ⅱ－2. いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月14日	Ⅳ－8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月14日	Ⅳ－8. 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、手作業で特定個人情報を取り扱ういずれの場合においても複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月14日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月14日	Ⅳ－11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月14日	Ⅳ－11. 判断の根拠		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、次のように漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和8年8月20日	I－1. ②事務の概要	〈びったりサービス〉	削除	事後	次期オンラインサービスの運用開始
令和8年8月20日	Ⅱ－1. いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年8月20日	Ⅱ－2. いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	